

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月24日(月)午後3時00分から午後4時15分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 出席委員 (11人)

会長	1番	東 條	操
会長職務代理者	2番	河 原	功
委員	3番	長 江	操
	4番	森 崎	茂
	5番	大 西	整
	6番	山 下	哲 男
	7番	松 長	護
	9番	星 山	隆 啓
	10番	加 藤	秀 數
	11番	谷 淵	孝 雄
	12番	和 久	義 弘

4. 欠席委員 (1人)

8番 山 本 光 雄

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第 7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山 本 利 也

書記 瀧 倉 裕 介

7. 会議の概要

事務局 ただ今から、平成29年度4月総会を開会いたします。
はじめに、東條会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。

本日、山本光雄委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を東條会長をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
(異議なし)

それでは、3番 長江操委員、4番 森崎茂委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の瀧倉裕介さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議案に供します。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします

事務局 議案書の1ページから3ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案12件でございます。議案第7号は、すべて地権者から賃借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より平成29年4月14日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が7件、新規の利用権設定の計画が5件で、面積は、12,220㎡です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1と整理番号4につきましては、利用権の設定等を受ける者が同一の案件であり関連をしておりますので、一括して説明をさせていただきます。

整理番号1の権利の種類については使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[]の[]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]の[]さんです。土地の所在地については、[]66番1、現況 田、553㎡で、利用目的は水稻です。始期は平成29年5月1日から終期は平成32年4月30日の3年契約です。

整理番号4の権利の種類については賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため []

[]の[]さんと []の[]さん、
[]の[]さんの3名による共同申請で、

利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■■■■■■38番、現況 畑、1, 332㎡、■■■■■■■■■■40番1、現況 畑、664㎡、■■■■■■■■■■40番2、現況 畑、424㎡の3筆で、利用目的はかぼちゃです。借賃については、10aあたり12,397円であり、3筆30,000円になります。始期は平成29年5月1日から終期は平成34年4月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

3番 地図は1ページの右下をご覧ください。■■■■■■■■■■から上に行った所から山手の方に上がって行った所にあります。■■■■■■■■■■さんは苺で忙しいので、■■■■■■■■■■さんにしていただいています。借り賃は無しです。去年は■■■■■■■■■■をしましたが、今年はまだしていません。

4番の■■■■■■■■■■さんの所は3ページをご覧ください。ここは■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■の山手の方に上がって、■■■■■■■■■■さんの家の手前を上がっていった所にあります。■■■■■■■■■■さんは、3ページにある■■■■■■■■■■さんの家になります。今は先月議案にあった■■■■■■■■■■さんが住んでいます。農地は、その家の下あたりで水が無いのかぼちゃを作っています。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。何かご質問はありますか

11番 ここら辺は猿は出てきますか。

3番 出てきます。

11番 かぼちゃだったら、いい餌になる。

3番 出るのは大分上の方になります。

議長 前は田をしていませんでしたか。

3番 ここら辺は昔は田だったが、先月も言ったように水が少ないです。

11番 水は貰えないのか。

3番 水自体が少ない。

議長 それでは、整理番号1および整理番号4について、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号1および整理番号4は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号2の権利の種類については賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■■■■■■5番3、現況 田、1, 405㎡で、利用目的は水稻です。借賃については、10aあたり米42.7kgの物納であり、米2俵になります。始期は平成29年5月1日から終期は平成34年4月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 補足説明がありましたら、関係委員さんからよろしくをお願いします。

3番 こちらも地図の1ページ目の右下になります。■■■■から■■■■の方に上がって行った所にあります。■■■■さんは元は佐那河内に住んでいましたが、今は■■■■に住んでいます。■■■■さんの家は■■■■さんという■■■■が借りています。農地はずっと貸していて、以前は■■■■さんが作っていましたが、今は■■■■さんが作っています。3枚あり、狭い所は野菜を作っており、それ以外は田を作っています。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。何かご質問はありますか。

議長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さんと同じく■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さんの2名による共同申請で、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■■■■■■13番、現況 田、601㎡で、利用目的は菜の花、ししとう、オクラです。始期は平成29年5月1日から終期は平成30年4月30日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、関係委員さんからあわせてをお願いします。

9番 この場所は、地図の2ページにありまして、■■■■■■■■■■から■■■■■■■■■■に行きまして、300mぐらい行った所に交差点があり、■■■■■■■■■■の方に行った所の右側に田があります。■■■■■■■■■■さんは高齢で農業は出来ていません。子供さんも村外に住んでおり、農業はしていません。それで昨年度は■■■■■■■■■■さんが借りて稲を作っていましたが、解約しています。■■■■■■■■■■さんは、山下委員より説明をお願いします。

6番 ■■■■■■さんは農業経験は昨年からです、熱心に菜の花を出荷しています。以前は母親と一緒に飲食業をしていまして■■■■■■■■■■をしていたと言っていました。農業は真面目に菜の花をしています。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

5番 道具はあるのですか。

6番 ない物は良土連から借りています。

10番 ししとう、オクラは初めて作るのですか。

6番 初めてだと思います。夫婦で一生懸命しています。

議長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号5と整理番号6につきましては、利用権の設定等をする者と利用
権の設定等を受ける者が同一の案件であり関連をしておりますので、一括し
て説明をさせていただきます。

整理番号5の権利の種類につきましては賃貸借権の再設定であり、利用権
の設定等をする者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さんで、利
用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さ
んです。土地の所在地については、■■■■■■■■■■85番1、現況 畑、914㎡、
■■■■■■■■■■85番2、現況 畑、879㎡の2筆で、利用目的は菜の花です。
借賃については10aあたり13,526円になります。始期は平成29年5月1
日から終期は平成34年4月30日の5年契約です。

整理番号6の権利の種類につきましては賃貸借権の新規であり、利用権
の設定等をする者の住所、氏名は、同じく■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■さん
で、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、同じく■■■■■■■■■■51番地1
の■■■■■■■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■■■■■■■140番1、現況
畑、434㎡、利用目的は野菜です。借賃については、10aあたり13,526
円であり、先程の筆と合わせて3筆30,000円になります。始期は平成29年
5月1日から終期は平成34年4月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第
18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

9番 この場所は、地図の1ページの■■■■■■■■■■から500mぐらい行った所に■■
■■■■■■■■■■に行く交差点があります。その交差点を北に行った所に■■■■■■■■■■さん
のお宅がありまして、その前の2筆85-1、85-2は1枚物の田になりま
す。この道を挟んで反対側に140-1があります。85-1と85-2は
再設定で、140-1は別の人が去年まで借りていましたが、契約が終わり
まして■■■■■■■■■■さんの方から■■■■■■■■■■さんにこちらも借りてほしいということになり
ました。85-1、85-2は昨年は田をしていまして、140-1の方は
野菜を作ると言っていました。■■■■■■■■■■さんは■■■■■■■■■■を退職後農業はしていません
ので貸している状態です。■■■■■■■■■■さんはあっちこっち借りているのでこんなに
借りても大丈夫なのかと確認をすると■■■■■■■■■■になっており、8名の
会員がいるらしいです。作業はお互いに手伝いができるので作業は可能だそ
うです。■■■■■■■■■■は■■■■■■■■■■
■■■■■■■■■■だそうです。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

10番 会員は10人もいるのですか。

9番 8人です。

- 10番 会員は市内の人ですか。
- 9番 そこまでは確認していません。大分借りているので確認したら、手伝いしあいが出来るので大丈夫だと言っていました。田の方はすると思います。140-1は綺麗にしていたので、多分■■■さんではなく、■■■の人が手伝いでしているのではないのでしょうか。
- 議長 それでは、整理番号5および整理番号6について、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、整理番号5および整理番号6は原案のとおり決定いたしました。
- 続いて整理番号7について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号7の権利の種類については賃貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■の■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■の■■■さんです。土地の所在地については、■■■77番、現況 畑、1、160㎡で、利用目的は柚です。借賃については、10aあたり43,103円であり、1筆で50,000円になります。始期は平成29年5月1日から終期は平成34年4月30日の5年契約です。
- 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。
- 9番 この場所は、地図の1ページにあります■■■の■■■から北の方に行った所に■■■さんの家があり、その裏側になります。この辺一帯はビニールハウスがありますが、稼働しているのは国道沿いの■■■さんのハウスだけでそれ以外はしておらずビニールが剥がれて汚い状態です。今度借りる所の77は一番北側の細長いハウスになります。設備はビニールさえ張れば耕作できる状態です。また、■■■さんは土地は広く持っていますが、今は農業の方はしていません。ここも長い間荒地地でしたが、■■■さんが借りて柚のハウス栽培をします。ユンボを持ってきて柚の苗を植える予定です。■■■さんは■■■をしまして、■■■をしております。
- 議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか
【良土連について話し合い】
- 議長 それでは、整理番号7について、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、整理番号7は原案のとおり決定いたしました。
続いて整理番号8について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号8の権利の種類については賃貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■■■の■■■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■の■■■さん

です。土地の所在地については、■■■■ 119番、現況 畑、626㎡、■■■■ 174番1、現況 田、871㎡で、利用目的は苺の苗床です。借賃については、10aあたり10,020円であり、2筆で15,000円になります。始期は平成29年5月1日から終期は平成34年4月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

11番 この■■■さんは去年は兄貴の助手みたいなことをしてしまして、今年も作っていますが、場所が狭いため、■■■さんの所の畑にハウスがあるのを再利用して苺をする予定です。ハウスは屋根がないですが、お父さんが■■■をしています。もう一筆は■■■の横にありまして、苺の苗床をする予定です。水の便はいいです。苗については兄貴から貰うみたいです。

10番 ももいちごですか。

11番 そうです。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

2番 この方弟さんですよ。

11番 そうです。

2番 弟さんがするのは聞いていましたが、お兄さんと弟さんは別個に動くのですか。それとも一緒にするのですか。

11番 別です。新しいところは水の便はいいので。

2番 お兄さんがしている場所は水の便が悪いので確認しました。兄弟ですので苗床を全て新しいところに持って行って、ハウスは別々のするののかと思ひまして。

11番 それはないと思います。若いのもっと広い所でしたいと思います。

2番 今借りて作っている所はそんなに広くありません。借りている周辺のシステムはポンプで水をあげていますが、野菜用のポンプではないので、あそこの箇所だけ野菜用のポンプをしています。苺をするために水を使いますと上手に向かって水が送られます。ポンプは水が無くなりますと毎回水を吸い上げて送っているので、エアをかむので消耗度が激しいです。以前は稲の苗を建てるので、それでは余りに不便ということで、あそこの所だけ水が出るシステムにしています。この前もスタチに水をあげたいので使わせてほしいと言われましたが水利組合としては禁止しています。苺を作っていることも水利組合は知らなかったのです。正直野菜物には使わないでいただきたいというのが皆の意見なんです。

11番 見ればわかるのでは。

2番 あそこも使う、新しい所も使うということで、2箇所です兄弟別離ですのならば問題はないのですが。

11番 そこまでは確認していません。あそこを借りて苗するならばいいと思って。あそこはずっと使っていなかったもので、草を刈ってばかりだから。

- 2 番 今借りている所は、[]さんの下で水稻を作るのですが、しかし、水稻よりも草が多いくらいです。その道路の反対側の上手側の方に苺の苗床が作っています。この苺の苗床は水が不便なために新しい方に動くのかと思ひまして。
- 1 1 番 退いてほしいのですか。
- 2 番 そうではないです。空いてしまうと地主さんが困りますので。継続して作ってもらうのが一番いいのですから。
- 1 1 番 兄貴は兄貴。弟は弟で別に独立してしている。
- 2 番 それを確認していますので。もし、辞められたら問題になるので、別個にする分に問題ないということです。それを質問しています。
- 1 1 番 確かに新しい所は広いです。
- 2 番 そうなのです。
- 1 1 番 全部苗をたてることができるから。
- 2 番 そうです。
- 1 1 番 あそこは便が悪いので。新しい所は家からも近いから条件もいい。
- 2 番 それで撤退されるとこちらの地域が困りますので。
- 議 長 新しく借りる苺の苗を置くところとは直接は関係はないのでは。
- 2 番 こちらの地域から新しい所に移ることはないのかの確認です。
- 議 長 内容は大体わかりましたか。
- 9 番 1 1 9と1 7 4 - 1の水は関係ないでしょ。
- 議 長 今言う水は関係ないですね。
- 9 番 元々は田をしていたので、水利権はあるので。
- 2 番 これから借りる所は完全に水はありますという条件なので。
- 議 長 今の話わかりましたか。
- それでは、整理番号8について、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議がないと認めますので、整理番号8は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号9について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 整理番号9の権利の種類については使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため[]の[]さんと[]の[]さん、[]の[]さんの3名による共同申請で、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[]の[]さんです。土地の所在地については、[]2 2番、現況 田、1 4 8 m²、[]2 3番、現況 田、2 2 8 m²の2筆で、利用目的は紫陽花です。始期は平成2 9年5月1日から終期は平成3 4年4月3 0日の5年契約です。
- 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第1 8条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 議 長 ありがとうございました。それでは、補足説明がありましたら関係委員さ

んから説明をお願いします。

6 番 この場所は、[]の下で[]の奥にある[]を渡って、南の方に上がっていただき、[]さんの家を更に登って行った所に[]さんの家があります。[]さん宅の真下に田が2枚ありまして、そこを[]さんが借りています。ここに紫陽花の苗などをたてています。再設定で定年後からこういったことをしています。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

10番 この[]という人は[]さんの家に入っている人ですか。

7番 そうです。[]さんの家にいます。

10番 []さんの手前の家ですか。

7番 そうです。

7番 この紫陽花は大川原に植えています。

4番 花を売るのですか。

7番 苗をたてています。

11番 大川原の名前のブランドで苗を育てて売っているのですか。

事務局 大川原の紫陽花は30年くらい前に植えています。管理していないため大きいものや痩せて駄目なものがあります。[]さんは[][][][]という5名くらいの任意団体の[]をしていまして、役場産業環境課と委託契約して[]で管理して貰っています。枯れているものを補植して貰ったり、大きくなったものを刈り込みといった管理を2、3年程前からしていただいています。

11番 これも管理をしないといけないから。

事務局 牛が暴走して踏み荒らしたりした時も補植して管理していただいています。そういう苗木等はそこでしていると聞いています。

7番 2月に訪問した実態調査でもそういうことを言っていました。

10番 趣味のようなものですか。

事務局 趣味と実益とボランティアです。

7番 知らなかったのですが、あの土地は何をされているのですかと質問をすると苗を育てていると言っていました。

事務局 草刈り機を持って行って草を刈ったり、草刈り機が使えない所は皆で鎌で刈っています。日当を出していますのでボランティアではないですが、1年中雨が降っている中でも刈ってくれていますので助かっているところもあります。

7番 大川原の紫陽花も植えっぱなしでは駄目なので。

事務局 刈りすぎて花がないと言われた時もありましたが、刈った次の年は綺麗に咲いていたので必要な部分もあります。

2番 土地は無料で貸してくれているのですか。

議長 無料ですか。

事務局 無料です。

議長 それでは、整理番号9について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号9は原案のとおり決定いたしました。続いて整理番号10について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号10の権利の種類については使用貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXのXXXXさんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXのXXXXさんです。土地の所在地については、XXXXXX54番4、現況 田、396㎡で、利用目的は水稻です。始期は平成29年5月1日から終期は平成32年4月30日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。補足説明がありましたら、あわせてをお願いします。

11番 このXXXXさんは、借りている土地の上の三叉路の家の長男で、XXXXさんはXXXXでXXXXさんをしています。こちらの方では畑もしていませんし、農業もしていません。XXXXさんは丁度畑も田もしていますので借りています。

10番 水は大丈夫ですか。

11番 心配ないです。

議 長 トラクターもありましたし、XXXXさんのハウスの隣ですよ。

11番 そうです。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議 長 それでは、整理番号10について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号10は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号11について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号11の権利の種類については使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXのXXXXさんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、XXXXXXXXXXのXXXXさんです。土地の所在地については、XXXXXX19番1、現況 田、1,102㎡で、利用目的は青ネギです。始期は平成29年5月1日から終期は平成34年4月30日の5年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてをお願いします。

5番 この案件につきまして、所有者のXXXXさんは3月の総会時の連絡事項のときに空き農地に紹介があった所です。この19-1につきましては、XXXXさんが借りることで話がまとまりました。XXXXさんにつきましては、嵯峨の上地区でキウイフルーツを栽培しています。熱心な青年でございます。3月の

空き農地の事務局説明にありましたように若い人に借りて貰いたいということと、■さんはできれば嵯峨地区で水田をしていた所を借りて野菜を作りたいとのことでした。場所は、■の■さん宅の道路を挟んで向かい側、県道の下の嵯峨川との間にある2枚の細長い田になります。

- 10番 昨日来て作業をしていました。
- 5番 前も家族4人くらいで来ていましたので、借りるのかなと思いました。
- 10番 あそこは道のすぐ横で水もあり、日当たりもいいのでいいのではないですか。今晚はネギの説明会もあるから来るのではないですか。
- 5番 先月は野菜、菜の花と言っていました。野菜は回転率もいいから。
- 4番 夏場は青ネギをして、冬は菜の花もできます。
- 5番 水田は道具を持っていないのでできないと思います。
- 10番 そう道具がないから。
- 議長 ■さんが耕耘機を持っているので貸して貰っては。
- 5番 もう無いと言っていました。■さんの所に行ってみたみたいです。
- 10番 大きな耕耘機があつたのにもうないのですか。
- 5番 ■さんの所にあります。
- 7番 もったいない機械を探していると言っていたのに。
- 5番 ■さんですか。ちょっとの差だったのに。
- 議長 話ができれば、いけるかもしれない。
- 7番 ネギはあんまり大きな機械は必要でないのでは。
- 4番 大きな機械はいりません。畝立機があればいいです。
- 5番 ■さんという方は熱心にはしています。
- 議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか
- 議長 それでは、整理番号11について、ご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 異議がないと認めますので、整理番号11は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号12について、事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号12の権利の種類については賃貸借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、■の■さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■の■さんです。土地の所在地については、■52番、現況 田、492㎡で、利用目的は水稲です。借賃については、10aあたり12,600円であり、1筆で6,200円になります始期は平成29年5月1日から終期は平成30年4月30日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

4 番 それでは、地図は8ページになります。■■■■の所から下に200m程行った所に潜水橋があり、そこを渡って最初の農道に当たった所の南西に■■■■さんの苺のハウスのあります。その苺のハウスの隣にこの田があります。元々2年程前に■■■■さんが借りていましたが、作りにくいということで戻しています。■■■■さんは家庭菜園程度しかしていないので、何か別の作物を作ろうかと考えていたところを■■■■さんに聞こえていったみたいで、変な物を作られても困るのというのが元々最初の動機だったみたいです。■■■■さんは元々3反程田を作っていたので、問題はないと思います。ほかに借り手がいましたら、すぐに貸せるように毎年の更新となっているとのこと。再設定ですのでよろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

9 番 ■■■■さんは1町3反もしているのですか。

4 番 ほとんどは苺をしています。水稻はほかを借りてもしています。

7 番 ■■■■さんの土地はハウスをしていませんでしたか。

4 番 ハウスはまた違うところ。もう一つ右隣、西側になります。道の三叉路になっている西側になります。

10番 両方あるのでは。

4 番 そうです。両側あります。手前は家庭菜園になっています。こちら辺に3箇所あります。綺麗にハウスしています。

9 番 なかなか1町超えたらしんどいですよ。

10番 ■■■■さんならするだろう。

4 番 最初はキノコみたいなのをしようと聞こえてきたらしいです。

議 長 それでは、整理番号12について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号12は原案のとおり決定いたしました。

次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 特に報告事項はないようですので、それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際に、その他の件についてご発言があればお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、平成29年度4月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 東條 操

佐那河内村農業委員会委員 長江 操

佐那河内村農業委員会委員 森崎 茂